一　登録船舶職員養成施設の名称　鹿児島県立鹿児島水産高等学校
二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名
（変更前）学校長　福島　聡
（変更後）学校長　上田　勇一
三　変更年月日　令和八年四月一日

登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の十の規定に基づき、次の登録電子海図情報表示装置講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　鹿児島県立鹿児島水産高等学校
二　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の代表者の氏名
（変更前）学校長　福島　聡
（変更後）学校長　上田　勇一
三　変更年月日　令和八年四月一日

登録小型船舶教習事務の廃止に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十二において準用する同法第十七条の七の規定に基づき、次のとおり登録小型船舶教習事務の全部を廃止する旨の届出があったので、同法第二十三条の三十二において準用する同法第十七条の十五第三号の規定により、公示する。

令和八年六月十一日

関東運輸局長　藤田　礼子

㈠　登録小型船舶教習実施機関の名称　公益財団法人マリンスポーツ財団
㈡　登録小型船舶教習実施機関の住所　東京都中央区築地四丁目三番一一号
㈢　廃止する登録小型船舶教習事務所の名称及び所在地
公益財団法人マリンスポーツ財団　東京都中央区築地四丁目三番一一号
㈣　廃止する登録小型船舶教習所の種類
特殊小型船舶操縦士第一種教習所
㈤　廃止年月日　令和八年五月三十一日

法　務

公証人任免

さいたま地方法務局所属公証人髙瀬一嘉は願により公証人を免ぜられた。

髙橋和人は公証人に任命され、さいたま地方法務局所属公証人髙瀬一嘉の後任を命ぜられた。（以上六月二日）（法務省）

直轄災害復旧事業の完了公告

下記に掲げる直轄災害復旧事業は、令和８年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の３第３項の規定に基づき公告する。

令和８年６月11日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

令和６年発生　直轄災害復旧事業　羽幌地区

公　告

諸　事　項

国営大夕張土地改良事業（維持管理）地区の川端ダムの管理規程の変更の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第93条の２第１項の規定に基づき、国営大夕張土地改良事業（維持管理）地区の川端ダムの管理規程を変更したので、同条第２項の規定に基づき、変更後の管理規程の概要及び備置場所を次のとおり公告する。

令和８年６月11日

農林水産大臣　鈴木　憲和

１　管理規程の主な変更事項
(1)　かんがい用水のためのダムからの取水量及び放流量の変更
(2)　発電事業のための川端発電所の常時使用水量の変更
(3)　発電事業の取水に関する規定の変更
(4)　洪水吐ゲートに付属する凍結融解装置の操作に関する規定の削除
(5)　ダムからの放流に伴う通知を行う関係機関及びかんぱつ時に意見を聞く者の組織改正に伴う名称の変更
(6)　その他表現の適正化等に伴う変更
２　変更後の管理規程の備置場所
北海道開発局札幌開発建設部夕張川ダム総合管理事務所川端ダム管理支所（北海道夕張郡栗山町字滝下53番地２）

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告